資料3

平成 24 年 12 月 6 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ＰＥＴボトル事業部
（改定日：平成 23 年 12 月 6 日）

# ＰＥＴボトル再商品化能力査定及び落札可能量決定に関する基本的考え方

## １．再商品化能力の査定について

各再商品化事業者の再商品化能力は工場ごとに下記により査定する。

・当協会にて査定した設備能力（＊１）と原料保管能力（＊２）を比較しその値の少ない方を施設能力（＊３）とする。さらに、施設能力（＊３）と販売能力（＊４）を比較しその値の少ない方を最終的な再商品化能力とする。

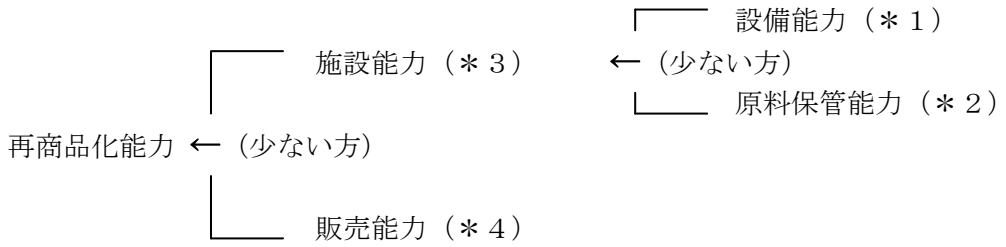


## ２．各能力（設備能力、原料保管能力、施設能力、販売能力）の査定について

### （１）設備能力査定

再生処理事業者登録申請における申告年間操業能力（＝１時間当たり処理能力(a)×１日当たり操業時間(b) ×(c)年間操業日数(c)）とするが、(a)、(b)、(c)の各項目について下記を上限とし、上限を超える場合は上限値に修正する。

①１時間当たり処理能力(a)の上限

・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
　同許可における１時間当たり処理能力

・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
　破砕機合計動力(ＫＷ)×１ｔ／100ＫＷ÷0.85 で算出される量とする。
　但し、破砕機合計動力(ＫＷ)は１日当たり８時間操業として算出して、
　１日当たり処理量が５ｔ未満となる１時間当たり処理能力であることを条件とする。

②１日当たり操業時間(b)の上限

・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
　同許可における１日当たり操業時間

・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
　１日当たり処理量が５ｔ未満となる操業時間であることを条件とする。

③年間操業日数(c)の上限

・24 時間／日の連続運転で４直３交代勤務制の場合

335 日
（破砕機の刃交換、その他設備の保守等による操業休止時間を年間 30 日相当とする。）

・24 時間／日の連続運転でない１シフトまたは２シフトの勤務体制の場合
１シフト分の１日当たり操業時間で 2,440 時間を除して算出される日数
（労働基準法準拠）
但し、1 シフトの中で交代勤務制が行われていることが明確な場合は、その状況を考慮して定める。

（２）原料保管能力査定

再生処理事業者登録申請における申告分別基準適合物保管面積から次の計算で算出される年間量とする。（再生処理施設ガイドライン準拠）

①申告分別基準適合物保管面積に通路、スペース等が確保されていない場合
申告分別基準適合物保管面積(㎡)×0.75×１ｔ／2.24 ㎡×12(月)

②申告分別基準適合物保管面積の他に、車両からの積み下しのための作業スペース、荷扱いのためのフォークリフトの通路および施回スペース、先入・先出が可能な通路とスペース、自治体別保管管理のためのスペース、消火器・消火栓などへのアクセス通路等が別途確保されている場合
申告分別基準適合物保管面積(㎡)×１ｔ／2.24 ㎡×12(月)

（３）施設能力査定

設備能力（＊１）と原料保管能力（＊２）を比較しその値の少ない方を施設能力（＊３）する。

ここで査定した施設能力が、当該施設での年間処理能力の限界になります。従って、当該施設においては協会委託分と協会委託外分を合わせた年間処理量が施設能力を超える操業は出来ませんので注意してください。施設能力を超えて処理を実施した場合には、措置の対象になる場合があります。

ただし、協会委託外分の原料保管場所を別途申請している事業者については、年間処理可能量の決定にあたり、これを考慮します。

（４）販売能力査定

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計年間引取量の分別基準適合物引取換算量とする。

３．再商品化能力査定上の特記事項

下記の場合は、前述の再商品化能力を下方修正する。

①登録現地審査等により登録申請における申告能力と相違する事実が判明したとき

②再生処理事業者の操業状況、財務状況等に鑑み、登録申請における申告能力によった場合、円滑な再商品化（労働安全衛生の確保を含む）が困難と考えられる状況に至ったとき

４．落札可能量の決定について

入札選定における落札可能量は、上記により査定した再商品化能力の１/２より当協会委託外のＰＥＴボトル再生処理計画量（4 月から 9 月の上期分）を差し引いた量とする。但し、明らかに当協会委託外のＰＥＴボトル再生処理計画があると考えられる場合にして当該計画量の申告がないときは、その後の調査および協議に基づき当該計画量を算定します。

（なお、査定した再商品化能力が販売能力の影響を受けている場合は、引取同意書は当協会の再商品化委託分に相当するものゆえ、その影響を受けた量相当分については上記差し引きを行いません。また、協会委託外分の原料保管場所を別途申請している事業者については、落札可能量の決定にあたり、これを考慮します。）

注）当協会委託外のＰＥＴボトル再生処理については、入札選定上は上記の通り扱いますが、実際の操業において当協会の再商品化委託分との区分管理（処理工程への原料投入量・製品産出量の区分管理）がなされていない場合は、再商品化委託料算定面で問題がありますので、再商品化委託契約の継続、翌年度登録資格等に影響します。

再商品化業務の管理の観点から、当協会委託外のＰＥＴボトルの再生処理についても、操業状況、販売先等について協会に報告してください。

以上